

令和6年度委託業務研究実施要領及び試験研究委託契約書の主な変更点

項目		変更内容	標準契約書 新旧対照表 (新契約書関係 部分)	実施要領 新旧対照表 (新実施要領関 係部分)
1	インボイス	インボイス制度開始に伴う追加	—	Ⅱ章1.(8)、3.(2)
2	SIP間接経費率	SIP運用指針改正に伴い、SIPの間接経費率について追加	—	Ⅱ章3.(1)
3	利益排除	100%子会社の明確化及び役務取引についても利益排除の対象に改正	—	Ⅱ章3.(3)④
4	ガイドライン実施状況調査の対象	普及・実用化支援機関をガイドライン実施状況調査の対象に追加	—	Ⅱ章10.(1)
5	安全保障貿易管理の要件化への対応	e-Radの改修に合わせて、センターが実施する事業でも要件化となったことから、資金配分機関が強調して実施すべき事項に係る方針のうち「技術流出防止への取組」に係る関係府省課長級会議決定(令和4年3月15日)」の別紙2にあわせて記述を修正	—	Ⅱ章20.
6	用語の定義	曖昧な部分や解り難い部分を修正	第5条第1項	—
			—	Ⅲ章冒頭
			第27条	Ⅲ章1.
			—	Ⅲ章5.(1)、5.(4)
7	様式の変更、統合及び簡略化	技術流出や不適切な情報発信防止のため「研究実施内容発表等事前・事後通知書(広報様式1)」の事前、事後の報告を明記。	第30条第2項	Ⅲ章5.(1)
		重複報告を無くし簡素化のため、「特許権等実施報告書(知財様式3)」を「研究成果利用・普及報告書(広報様式3)」に統合。	第30条第5項 第35条第1項	Ⅲ章5.(4)、 10.(1)
		「発明等報告書(知財様式1)」の報告対象から、「発明等」に該当しない権利化せずに公表する成果を除外。	第34条第1項	Ⅲ章9.(1)
		「実施報告」の場合の「実施」の報告対象は研究段階の内容は含まず、利用・普及段階の内容であることを明記。	—	Ⅲ章10.(1)
		「特許権等出願取下げ事前通知書(知財様式2)」の「取下げ」と「特許権等放棄届出書(知財様式4)」の「放棄」は、類似した手続きであることから、新たに「特許権等放棄・出願取下げ事前通知書(知財様式3)」として統一様式を作成。	第38条第1項	Ⅲ章13.

項目		変更内容	標準契約書 新旧対照表 (新契約書関係 部分)	実施要領 新旧対照表 (新実施要領関 係部分)
8	「海外ライセンス指針」への対応	農林水産省からR5年12月に公表された「海外ライセンス指針」に対応するため国外での実施または実施許諾の承認にあたり参考とするポイントに「海外ライセンス指針」を踏まえた取組になっていることを追加。	—	Ⅲ章10.(2)
9	制度の廃止	先使用权の確保は、当事者が行うことが適切であり、公証制度の活用で対応が可能であることから、技術情報の封印制度を廃止。	(旧第32条)	(Ⅲ章旧19.)
10	事前承認事項の新設と用語の定義	技術流出防止の観点から「外国籍を有する者」に実施許諾や移転する場合、国内実施予定でも国外実施申請書も提出が必要であることを追記。「外国籍を有する者」を実施要領で定義。	第36条第3項 第37条第3項	Ⅲ章11.(3)③、 12.(2)
11	条文の組み替え	共通する内容の条文を統合し、分けた方が分かり易い条文を分割した。	複数個所	Ⅲ章 複数個所